

計画作成年度	令和6年度
計画主体	雫石町

雫石町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 雫石町役場 農林課 林業振興室
住 所 地 岩手県岩手郡雫石町千刈田5番地1
電 話 番 号 019-692-6495
F A X 番 号 019-692-1311
メー ル ア ド レ ス nourin@town.shizukuishi.iwate.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、ニホンジカ、タヌキ、ハクビシン、カラス、アオサギ、カワウ、イノシシ、ニホンザル、アライグマ、キツネ、アナグマ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	岩手県雫石町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の状況	
	品目	被害数値
ツキノワグマ	水稻	236 千円 18a
	豆類	6 千円 3a
	雑穀	1,160 千円 1,449a
	野菜等	220 千円 10a
	果樹等	76 千円 3a
	飼料作物	557 千円 82a
	濃厚飼料	-千円 -袋
	牧草ロール	-千円 -個
ニホンジカ	水稻	26 千円 2a
	飼料作物	-千円 -a
	豆類	-千円 -a
	野菜	74 千円 5a
タヌキ・ハクビシン	野菜等	21 千円 1.5a
	果樹等	21 千円 0.5a
カラス	野菜等	-千円 -a
アオサギ・カワウ	水稻	-千円 -a
	アユ・ヤマメ・ギンザケ	-千円 -a

イノシシ	水稻	865 千円 66a
	麦類	3 千円 3a
	豆類	12 千円 6a
	雑穀	580 千円 725a
	飼料作物	910 千円 156a
	野菜等	49 千円 3a
	イモ類	115 千円 11a
	花卉類 (ユリの根)	-千円 -a
	芝生	-千円 -a
ニホンザル	野菜等	-千円 -a
アライグマ	被害なし	
キツネ	被害なし	
アナグマ	被害なし	

(2) 被害の傾向

【ツキノワグマ】

5月頃から9月頃にかけて人里近くに現れ、牛舎の牛の飼料をはじめ、飼料作物、野菜、果樹等の食害事例や花粉交配用のミツバチ養蜂箱の被害が寄せられている。また、近年は隔年で出没件数が増減を繰り返す傾向がみられ、夜間において庭先の往来や畜舎への侵入の報告を受けているほか、中心市街地にある農地でも、食害や足跡の報告があり、人身被害を防ぐため町民等への注意喚起が必要である。

【ニホンジカ】

水稻圃場に侵入し生育期から収穫期までの食害などが近年散見されている。特に生育中期における食害が著しいほか、収穫前の豆類の食害が目立つ。また、ニホンジカは車道上で車にはねられて発見されるケースや、草地で目撃されていることから生息域が町内全域に広がっており被害拡大が懸念される。

【タヌキ・ハクビシン】

野菜や果樹を食害するほか、タヌキは畜舎への侵入、ハクビシンは住宅の屋根裏に侵入し、糞尿による天井のシミ等の被害があり、農作物の被害状況等から生息数はかなりの頭数になるものと思われる。

【カラス】

雫石町全域においてスイートコーンや果樹等への被害が確認されているが、被害額の算定

までには至っていない。また、牛舎に侵入し牛に危害を加える等の被害も報告されている。

【アオサギ・カワウ】

河川に放流したヤマメやアユの稚魚を中心に食害する他、ギンザケの養魚施設においても、稚魚の食害も報告されているが被害額の算定までには至っていない。また、水稻圃場に侵入し生育期の稲を踏み荒す等の被害が多く見られる。特にアオサギが水稻圃場に侵入している姿が多く見られる。

【イノシシ】

平成28年2月に町内で初めてイノシシの姿がセンサーカメラで確認されて以降、御所地区を中心に被害が爆発的に拡大し、町内全域においてイノシシによる農作物被害が拡大しており、主なものは水田の畦畔の掘返し、水稻の踏み荒し被害の他、乳熟期の稲、イモ類、豆類、麦類の食害である。中でも水稻の踏み荒し被害は深刻であり、稲刈りができない圃場がいくつも見られている。また、庭先や道路わきの掘り返しによる生活環境被害もでているため、人身被害の発生も懸念される。

【ニホンザル】

令和6年度にも目撃情報があり、野菜への被害が報告された。今後、人身被害が懸念される。

【アライグマ】

今までハクビシンによる果樹被害だと思われていたものの中で、アライグマだった可能性も考えられる。今後、町内全域への果樹被害及び生息域の拡大が懸念される。

【キツネ】

町内においてニワトリの食害も報告されている。近年では、ドックフード等を狙って民家付近に出没しており、疥癬症というヒゼンダニが原因で毛が抜けてしまい、ペットや家畜に感染することが懸念される。

【アナグマ】

近年、果樹、野菜等への被害も発生しているほか、農地周辺において目撃情報が相次いでおり、町内全域への被害拡大及び、生息域の拡大が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

○ツキノワグマ

指 標	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 9 年度)
被害金額	2,255 千円	1,804 千円
被害面積	1565.0 a	1,252.0 a

○ニホンジカ

指 標	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 9 年度)
被害金額	100 千円	80 千円
被害面積	7.0 a	5.6 a

○タヌキ・ハクビシン

指 標	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 9 年度)
被害金額	42 千円	33 千円
被害面積	2.0 a	1.6 a

○カラス

指 標	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 9 年度)
被害金額	— 千円	— 千円
被害面積	— a	— a

○アオサギ・カワウ

指 標	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 9 年度)
被害金額	— 千円	— 千円
被害量	— a	— a

○イノシシ

指 標	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 9 年度)
被害金額	2,534 千円	2,027 千円
被害量	970.0 a	776.0 a

○ニホンザル

指 標	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 9 年度)
被害金額	— 千円	— 千円
被害量	— a	— a

※各対象鳥獣とも現状値よりおおむね 20%減を目標値とした。

○アライグマ

指 標	現状値（令和 5 年度）	目標値（令和 9 年度）
被害金額	— 千円	— 千円
被害量	— a	— a

○キツネ

指 標	現状値（令和 5 年度）	目標値（令和 9 年度）
被害金額	— 千円	— 千円
被害量	— a	— a

○アナグマ

指 標	現状値（令和 5 年度）	目標値（令和 9 年度）
被害金額	— 千円	— 千円
被害量	— a	— a

※各対象鳥獣とも現状値よりおおむね 20%減を目標値とした。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度から雫石町猟友会員を構成員とする雫石町鳥獣被害対策実施隊を結成し、追払いや現地パトロールによる被害防除活動、わな及び銃器による捕獲活動を実施している。 ・捕獲の担い手育成のため、新規ハンター確保対策事業を実施している。 ・捕獲や調査、追払いにて通報装置やドローン等の ICT を活用した。 ・新規ハンター確保対策事業（雫石町鳥獣被害防止対策協議会）により、狩猟免許取得、銃器及び関連装備品にかかった経費の一部に対し補助金を交付している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣の学習能力が高く、わなによる捕獲が難しくなっているため、銃器による捕獲を積極的に実施していく必要がある。 ・雫石町鳥獣被害対策実施隊員が増加し、平均年齢も下がってきているが、ベテランから若手への捕獲技術等の継承が急務となっている。
防護柵の設置等に関する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵については、農家個々による電気柵の設置や、複数人が共同で大規模圃場への電気柵の設置の指導を行っている。 町では、設置費用の一部を補助する事業を実施しており、広報紙等で周知を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農家自らが積極的に被害対策に取り組む必要がある。 ・複数の農業者や農家組合等、地域ぐるみで被害対策の取り組みが必要である。 ・山際の刈払いを行い緩衝帯を設ける、耕作放棄地をなくす、収穫しない果樹木（栗・柿等）は伐採するなどの対策も電気柵と並行して行う必要がある。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣の目撃があり、現在もいる場合は、駆逐用煙火等を使用して追払いを実施している。 ・広報紙面等によりツキノワグマ、イノシシ被害防止のための対策等の啓発を行っている。 ・クマの出没情報マップの運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民が鳥獣の習性や生態を理解し、普段から被害への対策を行うことが大切であるため、鳥獣に関する情報や対策についてさらに周知、啓発していく必要がある。

(5) 今後の取組方針

捕獲機材、センサーカメラや捕獲通知機器を活用し、安全で効果的なわな捕獲を図ると共に、ドローンや無線機等を活用し、銃器による効率的な捕獲も進めていく。

農家や自治会、農家組合等と連携を強め、地域ぐるみで農作物被害を防止するための防護対策及び技術指導等の連携を強め対策を講じていく。

山際の被害が多いことから、定期的な刈払い等による緩衝帯の整備を行う。

ベテラン隊員から若手隊員への捕獲技術等の継承を進めていく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲については雫石町猟友会員を構成員とする平成 25 年度に結成した雫石町鳥獣被害対策実施隊により実施している。

農作物被害は、中山間地帯で多発し、野生鳥獣も多く生息している。散弾銃のみの有害捕獲では、至近距離からの発砲が必要となり、対象鳥獣に気づかれ有害捕獲が進まない状況にあるためライフル銃の所持が必要である。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和 7 年度～ 令和 9 年度	ツキノワグマ ニホンジカ タヌキ・ハクビシン カラス アオサギ・カワウ イノシシ ニホンザル アライグマ キツネ アナグマ	捕獲については、各年度とも対象鳥獣による被害状況に応じ、わなや銃器、ICT を使用した捕獲体制を検討し、最も効果が期待できる方法で捕獲に取り組む。 新たな捕獲の担い手育成については、新規ハンター確保対策事業を活用し、若手のハンター確保に努める。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

【ツキノワグマ】

町としての捕獲頭数目標は設定しないが、県の第 5 次ツキノワグマ管理計画に基づき適正な捕獲を実施する。ツキノワグマの個体数の減少を防ぐため、被害状況を考慮しつつ被害防止対策（注意喚起、誘引物の除去、防御や追払い等）を講じた上で、効果が得られない場合は、必要最小限の捕獲を行うこととする。

【ニホンジカ】

県の第 6 次シカ管理計画に基づき効果的な捕獲方法を検討すると同時に可能な限りの捕獲数を計画する。

【タヌキ】

被害状況に応じて捕獲数を計画する。

【ハクビシン】

被害状況に応じた可能な限りの捕獲数を計画する。

【カラス】

被害が広範囲にわたって見られることから、捕獲実施者 1 人当たりの捕獲等の数の制限を遵守のうえ、可能な限りの捕獲を目標とする。

【アオサギ】

アオサギに関しては、被害の実態を十分調査し、捕獲以外の被害防止方法を検討のうえ、被害状況に応じた捕獲数を計画する。

【カワウ】

可能な限りの捕獲を目標とする。

【イノシシ】

県の第3次イノシシ管理計画に基づき、はこわな、囲いわな、くくりわな、猟銃及びICTの活用も検討し、地域にあった効果的な捕獲方法を検討すると同時に可能な限りの捕獲数を目標とする。

【ニホンザル】

今後、被害が発生した場合は被害状況を考慮しつつ被害防止対策（注意喚起、誘引物の除去、防御や追払い等）を講じた上で、効果が得られない場合は、必要最小限の捕獲を行うこととする。

【アライグマ】

被害状況に応じて捕獲数を計画する。

【キツネ】

被害状況に応じて捕獲数を計画する。

【アナグマ】

被害状況に応じて捕獲数を計画する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ツキノワグマ	※ 頭	※ 頭	※ 頭
ニホンジカ	30 頭	30 頭	30 頭
タヌキ・ハクビシン	50 頭	50 頭	50 頭
カラス	150 羽	150 羽	150 羽
アオサギ・カワウ	各 30 羽	各 30 羽	各 30 羽
イノシシ	100 頭	100 頭	100 頭
ニホンザル	※ 頭	※ 頭	※ 頭
アライグマ	10 頭	10 頭	10 頭
キツネ	10 頭	10 頭	10 頭
アナグマ	10 頭	10 頭	10 頭

※ ツキノワグマ・ニホンザルについては、被害防止対策を行ったうえで、捕獲以外に被害を防ぎきれない場合に捕獲する。

※ カラスの捕獲に当たっては、岩手県第 13 次鳥獣保護管理事業計画が定める捕獲実施者 1 人当たりの捕獲等の数の制限を遵守する。

捕獲等の取組内容	
*ツキノワグマ	はこわな及び銃器による捕獲（5月～11月）
*ニホンジカ	わな及び銃器による捕獲（4月～3月）
*タヌキ・ハクビシン	わなによる捕獲（4月～3月）
*カラス	わな及び銃器による捕獲（4月～3月）
*アオサギ・カワウ	銃器による捕獲（4月～3月）
*イノシシ	わな及び銃器による捕獲（4月～3月）
*ニホンザル	わな及び銃器による捕獲（4月～3月）
*アライグマ	わなによる捕獲（4月～3月）
*キツネ	わな及び銃器による捕獲（4月～3月）
*アナグマ	わなによる捕獲（4月～3月）

ライフル銃（特定ライフル銃含む）による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

○ライフル銃（特定ライフル銃含む）による捕獲等を実施する必要性

- ・侵入防止柵の設置、罟や散弾銃を利用した有害捕獲を実施しているが、農作物被害は恒常的に発生し、特にイノシシによる被害は拡大傾向にある。
- ・農作物被害は、中山間地帯で多発し、野生鳥獣も多く生息している。射程の長いライフル銃による有害捕獲を実施することにより、遠距離からの捕獲が可能となり、隊員の安全確保にも繋がる。また、精度が上がり、半矢を防止することができるため、捕獲率が向上する。

○取組内容

・ツキノワグマの有害捕獲

捕獲手段：基本、はこわなによるが止むを得ない場合はライフル銃により捕獲

捕獲時期及び捕獲場所：有害鳥獣捕獲許可による

・ニホンジカ及びイノシシの有害捕獲

捕獲手段：ライフル銃による捕獲

捕獲予定時期：4月～3月

捕獲予定箇所：町内一円

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
雫石町	アオサギ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ツキノワグマ ニホンジカ タヌキ ハクビシン イノシシ ニホンザル アライグマ キツネ アナグマ	電気柵の設置 10,000m (町単独補助)	電気柵の設置 10,000m (町単独補助)	電気柵の設置 10,000m (町単独補助)

(2) 侵入防止策の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ツキノワグマ ニホンジカ タヌキ ハクビシン イノシシ ニホンザル アライグマ キツネ アナグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵を有効に活用するため、電気柵等の設置者に対し、定期的な見回りや草刈りの実施について指導を行う。また、対象鳥獣にあわせた設置の指導も併せて行う。 ・効果的な追払い方法について、関係機関・団体と連携し研究や被害防除技術の実証を行う。 		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

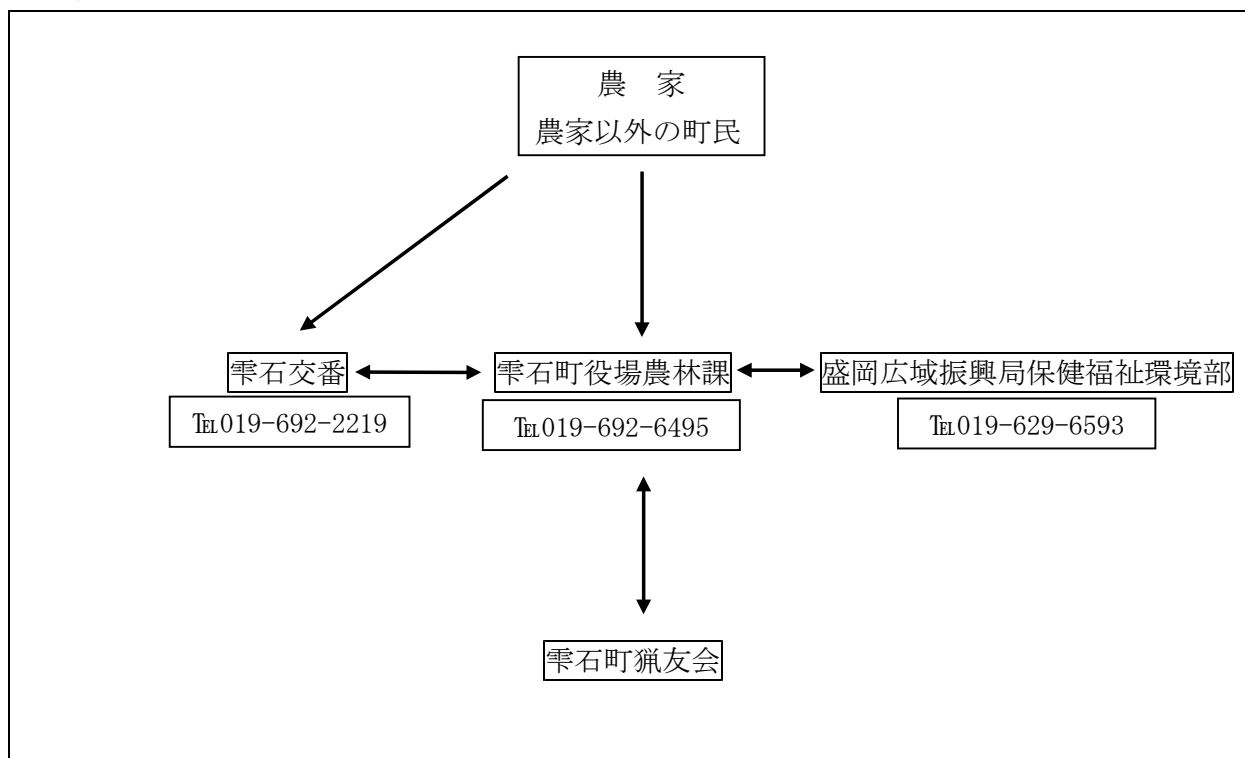
年 度	対 象 鳥 獣	取 組 内 容
令和7年度～ 令和9年度	ツキノワグマ ニホンジカ タヌキ・ハク ビシン カラス・アオ サギ・カワウ イノシシ ニホンザル アライグマ キツネ アナグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・生息状況及び行動域に関する調査の実施 ・雫石町鳥獣被害対策実施隊による巻狩りの実施 ・農作物収穫残渣の除去や花火等の導入による被害未然防止など自衛対策の強化 ・被害防止のための研修会や講習会の開催による被害防止対策の普及啓発及び各種情報の発信 ・農業者、集落が地域ぐるみで実施する鳥獣被害防止対策への支援 ・定期的な刈払い等による緩衝帯の整備 ・中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金などを活用して、地域住民自らが主体となって被害防止活動に取り組む体制づくり、有害鳥獣を寄せ付けない集落づくりを目指す。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の役割	役 割
盛岡広域振興局保健福祉環境部	有害鳥獣捕獲等の許可、指導、助言
盛岡広域振興局農政部	農作物鳥獣被害防止の指導、助言
盛岡西警察署雫石交番	住民の生命、身体、又は財産の保全
雫石町	全体総括、有害鳥獣捕獲等の許可
新岩手農業協同組合	農業分野における取りまとめ及び意見提言
岩手県農業共済組合盛岡地域センター	農業被害における情報提供及び意見提言
盛岡広域森林組合	林業分野における取りまとめ及び意見提言
雫石川漁業協同組合	漁業分野における取りまとめ及び意見提言
新岩手農業協同組合雫石地区農家組合協議会	被害状況報告
鳥獣保護巡視員	野生動物の保護及び管理の視点における意見提言
雫石町猟友会	有害捕獲活動等に関する取組及び意見提言

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

岩手県の第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、適切に処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	・岩手県では、放射性物質の影響により出荷制限があるが、今後出荷制限が解除され、費用対効果が見込める場合は食肉等としての利活用も検討する。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	雫石町鳥獣被害防止対策協議会（平成25年3月設立）
構成機関の名称	役割
雫石町	総括・事務局を担当し、協議会に関する連絡調整及び事業運営を行う。
盛岡広域振興局農政部農業振興課	有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止の指導・支援を行う。
盛岡農業改良普及センター	有害鳥獣被害対策情報の提供及び被害防止の指導・支援を行う。
盛岡広域振興局保健福祉環境部 環境衛生課	有害鳥獣捕獲等の許可に関する情報提供、個体調整指導、助言を行う。
新岩手農業協同組合 南部営農経済センター	農作物被害状況等の情報収集及び組合員に対する鳥獣被害防止に関する各種情報の提供・指導を行う。
岩手県農業共済組合盛岡地域センター	農作物被害状況等の情報提供及び鳥獣被害防止に関する各種情報の提供・指導を行う。
盛岡広域森林組合	林業被害の状況等や有害鳥獣の生息行動等に関する情報の提供を行う。
雫石川漁業協同組合	漁業被害の状況等や有害鳥獣の生息行動等に関する情報の提供を行う。
新岩手農業協同組合 雫石地区農家組合協議会	農作物被害状況等の情報収集や、地区及び地域住民の協力体制の構築を行う。
雫石町猟友会	有害鳥獣の捕獲に係る情報や、生息状況等に関する情報の提供を行う。
鳥獣保護巡視員	野生動物保護の視点から有害鳥獣の捕獲における意見や情報の提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
なし	

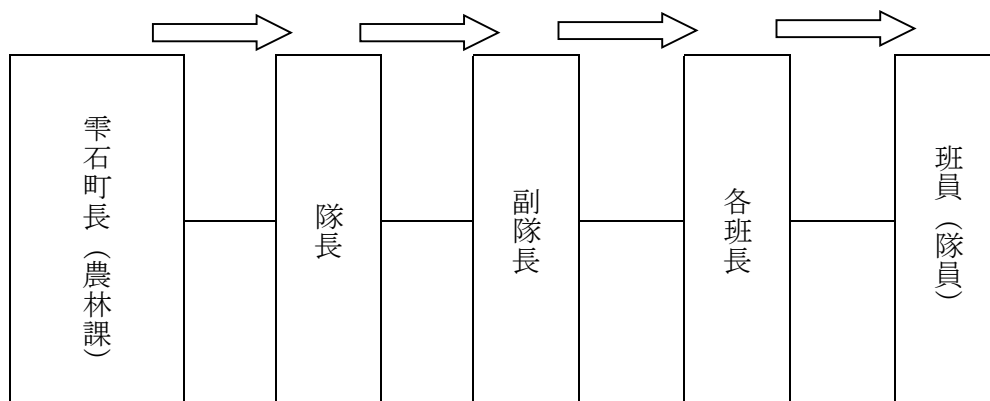
(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日	平成 25 年 4 月 1 日
職 務	有害鳥獣の捕獲、処理等に関すること 鳥獣の出没等による緊急活動に関すること 鳥獣被害防止対策に係る指導・助言・周知に関すること その他鳥獣被害防止対策に関すること
隊 員 数	上限なし（雫石町猟友会員または推薦された者）
任 期	2 年（再任の妨げなし）

・雫石町鳥獣被害対策実施隊体制図

隊長（1名）					
副隊長（2名）					
西山班	雫石班	御明神班	御所第1班	御所第2班	御所第3班
班長（1名）	班長（1名）	班長（1名）	班長（1名）	班長（1名）	班長（1名）
班員（7名）	班員（13名）	班員（5名）	班員（5名）	班員（6名）	班員（4名）
雫石町猟友会会員 49 名					

・指示連絡体制図



(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

今後、有害鳥獣による被害状況の拡大や変化がみられる場合には、協議会の構成機関の見直しや、役割について再検討し体制の強化を図る。また、雫石町鳥獣被害対策実施隊員の構成・規模・活動内容についても、被害の内容に応じて、効果的な体制づくりを図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・街中での発砲許可について、許可権限が町長となった際に現場での対応が遅れないよう、県警察等の関係機関と対応について検討する場を設ける。
- ・今後、新たな有害鳥獣の出現や大量発生により、計画が現況に適さないと判断される時は、関係機関と協議しながら計画を見直し、効果的な被害防止対策に努める。